

京都市告示第 58 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 22 年 4 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
西ノ京緯134号線	中京区西ノ京壺ノ内町4番地の8地先から 同町4番地の9地先まで	メートル 60.70	メートル 4.00 ~ 4.01
山科大宅緯75号線	山科区大宅御所田町122番地の5地先から 同町122番地の6地先まで	98.20	6.01 ~ 11.20
山科小山経53号線	山科区小山鎮守町57番地の1地先から 同区小山下ノ池7番地の20地先まで	137.00	6.00 ~ 10.00
山科小山緯50号線	山科区小山姫子町28番地の8地先から 同町27番地の1地先まで	85.30	6.00 ~ 10.05
久我94号線	伏見区久我西出町14番地の108地先から 同町14番地の4地先まで	139.50	6.00 ~ 11.05

(建設局土木管理部道路明示課)